

1. 在留カード上無国籍の両親を持つ日本生まれのチベット人の赤ちゃんの法的地位

三谷純子（東京大学大学院総合文化研究科博士課程）

The Legal Status of Japan-born Tibetan Children Whose Parents are listed as "Stateless" on their Residence Cards

Junko Mitani, PhD candidate, Graduate School of Arts and Sciences,
The University of Tokyo

日本の国籍法は、国籍を有しない両親から日本で生まれた子どもは日本国籍を持つと規定している。しかし、無国籍の解釈が入国管理局と民事局では異なり、在留カード上無国籍とされるインドから来日したチベット人を両親に持つ赤ちゃんは、日本生まれでも日本国籍にはならない。1950年代以来中国から流入が続くチベット難民のインドでの法的地位も曖昧で、難民2世の地位が近年更に複雑化している状況の下、子どもには日本国籍を望む人も、日本から生地主義の欧米へ更に移動する人もいる一方で、無国籍のままを望むチベット人もいる。チベット人の赤ちゃんの国籍を巡り、唯一の正解は出しにくい。実効性のある国籍を持たない子どもの事例から移民政策を考える。

<キーワード：チベット、無国籍、子ども、インド、日本、中国>